

「SAGAn BEAUTY WEEKEND 2025」企画・運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

「SAGAn BEAUTY WEEKEND 2025」企画・運営等業務委託

2 事業の目的

「コスメティック構想」及び「佐賀市バイオマス産業都市構想」に関して広く理解促進を図るため、美と健康に関するイベントを行う。

※ コスメティック構想：県内に美と健康に関するコスメティック産業を集積させ、コスメに関連する自然由来原料の供給地となることを目指すもの。

※ 佐賀市バイオマス産業都市構想：健康食品や化粧品、機能性飼料、バイオ燃料など幅広く商業化が期待できる藻類を活用した事業展開の環境を整備し、藻類産業の創出及び集積を目指すもの。

3 事業実施体制

主催：佐賀県

共催：佐賀市、唐津市、玄海町、一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター(JCC)、さが藻類バイオマス協議会

4 事業の概要

美と健康に関心が高い層を主なターゲットとし、美と健康に関するイベント「SAGAn BEAUTY WEEKEND 2025」を開催する。なお、本イベントは、来場者が美と健康に関する情報（商品、体験を含む）に触れて刺激を得られる、自信を持てる、未来への希望を感じられるようなイベントであり、参加後も「コスメティック構想」や「コスメのまち」としての佐賀に注目し続ける状態を目指すものである。これらを踏まえ、美と健康に加え、時代のニーズを反映させたものを今年度のテーマとして据えること。

(1) 日時 令和7年10月19日（日）11～16時頃

(2) 場所 ARKS（アルクス）（佐賀市松原一丁目1-1）

(3) 内容

- ・ 県内企業のコスメ及び県産素材を活用したコスメ等を販売するマルシェ
- ・ コスメ分野において影響力のあるゲストや、県内の取組や企業の魅力発信に適したゲストを招いたトークショー等のステージイベント
- ・ 県産素材や県内企業の持つ想いや技術を発信するワークショップ
- ・ そのほか、有効な内容があれば提案すること。

(4) 入場料 無料

5 委託内容

「4 事業の概要」に係る企画・運営及び必要となる業務全般。

(1) イベントの企画・運営

今年ならではのキーワードやテーマを提案すること。それに沿った「佐賀らしさ」を感じさせるイベントとすること。

ア マルシェ

- ・ 県内企業のコスメ、県産素材を使用したコスメを中心に、美と健康に関連する物販を行うマルシェ/マーケットブースを設けること。
- ・ 飲食店等の出店も可とするが、単なる客寄せに終始することなく、佐賀ならではのものであり、美と健康に寄与するものとする。イベント限定メニュー等を開発できると望ましい。
- ・ 企業が自らの言葉で商品の魅力を伝えられる場とし、県産コスメの認知拡大や売上増につながるものとする。
- ・ ノベルティ等、購買促進に繋がる仕組みを構築すること。
- ・ 出店企業については県と調整すること。

イ ステージイベント

- ・ 各層（例：女性、男性、Z世代等）に合わせたゲストを活用し、それぞれトークショーや来場者参加型のコンテンツを実施すること。
- ・ 単に著名というだけでなく、美と健康及びコスメ分野において確かな影響力があり、本事業の趣旨に沿ったゲスト及び司会者を手配すること。
- ・ ゲストはターゲットに合わせ可能な限り複数用意すること。なお、ゲスト自身の SNS アカウント等を通じ、自ら周知活動が可能な者が望ましい。

ウ ワークショップ

- ・ 県産素材や県内企業の持つ想いや技術を発信するワークショップワークショップ等の体験コンテンツを盛り込み、より深い理解を促すこと。

エ その他

- ・ ア～ウ以外に事業目的達成のために有効な内容があれば提案すること。
- ・ 雨天時の対応についても検討し、提案書に記載すること。
- ・ 主催者及び共催団体の取組（コスメティック構想、佐賀市バイオマス産業都市構想、各市町及び団体の取組等）を最大限 PR できるよう工夫すること。
- ・ 来場者の滞在時間が長くなるよう、レイアウトやコンテンツ等工夫すること。
- ・ 内容だけでなく会場装飾についても品質の高いものとする。
- ・ メディアや学生、県内企業とコラボレーションできると望ましい。
- ・ 感染症の蔓延状況によっては、適切な策を講じること。

- ・ イベント保険に加入すること。

(2) イベント広報

- ・ メインビジュアルを制作すること。
- ・ 制作したメインビジュアルを用い、ポスター（会場及び県内中学高校等への掲出を想定）及びデジタルチラシを作成すること。このビジュアルには「SAGAn BEAUTY ロゴマーク及びコスメ県 SAGA ロゴマーク」を使用すること。
- ・ ポスターの納品数は最低 160 枚とし、掲出場所を提案する場合は、それに応じた枚数を追加で用意すること。ポスターの発送等は受託者にて行うこと。
- ・ デジタルチラシについては、ウェブ上でアクセスしやすい形式（PDF 形式等）で作成すること。
- ・ イベント告知及び各種申し込みフォームを備えた本イベント専用のランディングページを作成すること。
- ・ SNS やメディア等を活用した広報を実施すること。SNS での広報の際は、広告機能等を活用し拡散させる工夫を行うこと。
- ・ 本イベントは、「佐賀さいこうフェス」と同日開催であり、県内向けの広報に力を入れること。
- ・ その他、高い効果を見込める媒体、自社の独自媒体等を積極的に活用した発信について提案すること。

(3) 会場施設テナントとの調整

会場管理者との連絡調整や必要な手続きを行うこと。なお、イベント当日の会場使用については委託者が仮予約しているが、正式な手配事務は原則として受託者において行うこと。なお、会場使用料は無料。

(4) アンケートの実施

来場者に対し、アンケートを実施・回収し、結果について集計・分析を行うこと。アンケート内容については県と協議すること。回答率を高め有益なデータを取得できるよう、プレゼントキャンペーン等を実施すること。景品は「委託上限額」内で手配することとし、企業に無償提供を求めないこと。

(5) 記録

イベントの様子を、写真及び動画にて記録し、YouTube 等で配信可能なデータを納品すること。各種データは委託契約終了後も県にて使用可能なものとする。

(6) 事業効果の分析・検証及びフィードバック

本業務による効果を適切な方法で把握し、検証を行うこと。また、その分析結果についてフィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること。

なお、来場者数の報告は必須項目とする。

(7) 佐賀県との協議等

本業務を実施するに当たり、受託者は定期的に県と協議等を行うこと。

協議後は速やかに議事録を作成し、県の確認を受けること。

(8) その他

- ・ 契約締結後 15 日以内に、業務を実施するための実施スケジュール、実施体制及び業務に必要なその他の事項をまとめた計画書を県に提出して了解を得ること。
- ・ 業務工程を管理するために、佐賀県との協議時に実施スケジュールに沿った進捗状況を報告すること。
- ・ 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。

6 提案を求める事項

「5 委託内容」の項目にとどまらず、事業効果を高めるための創意工夫に富んだ、「佐賀県らしさ」が伝わる提案を行うこと。ただし、公示で示す契約上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものとする。

7 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

8 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物について、紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を各 1 部ずつ、納入期限までに納めること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 実施報告書
- (3) 本事業で作成した広告物データ、動画データ、記録写真データ、アンケート集計データ、資料データ等
- (4) 本業務で作成した資料
- (5) 県との協議議事録

9 その他留意事項

- (1) 第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。

- (2) 受託者は、佐賀県に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、制作に関して肖像権の許諾等が必要な場合は、委託事業終了後も県が成果物を使用することに留意の上、受託者において手続きを行うこと。
- (4) 使用する機材、机、椅子、その他イベントに必要なものについては、受託者が必要に応じて調達することとする。(準備、復旧、片付けを含む)
- (5) 受託者は前金払を県に請求できる。
- (6) イベント実施に当たっては、佐賀県のほか、必要に応じ佐賀市、唐津市、玄海町、JCC、さが藻類バイオマス協議会事務局と協議の上、実施すること。